

「情報」科目テキストにおける「図書館」

藤間 真, 志保田務, 谷本達哉, 西岡清統 (情報システム研究グループ)

“Libraries” in the Textbooks of “Information” Subject, by TOHMA Makoto, SHIHOTA Tsutomu, TANIMOTO Tatsuya, and NISHIOKA Kiyonori.

1. はじめに

「調べ学習」を重視する平成元年(1989)度の指導要領の改訂によって、公共図書館に負担がかかっている事例は、たとえば『現代の図書館』誌の40号の特集¹⁾に見るように、枚挙にいとまがない。このことからわかるように、初等中等教育の変遷は学校図書館のみならず公共図書館にも大きな影響を与えた。

そうしたなか、2003年度より高校に新教科「情報」が導入された。この新教科によって図書館と授業の関係がどのように変わるのかという関心が起きた。我々は、新教科「情報」を詳細に検討することが必要であると判断した。下記の三つの視点から分析した。

- ・「調べ学習」と図書・図書館・図書館員
- ・新教科「情報」と図書・図書館・図書館員
- ・図書館利用者教育と新教科「情報」

この目的を達成するために、我々は文部科学省検定済みの教科書を収集し、2004年3月段階における分析結果を、日本図書館研究会第45回研究大会で発表した。本稿はその発表内容に追記したものである。

なお、本研究においては日本図書館研究会情報システム研究グループの構成員、特に出澤茂博士(桃山学院大学非常勤講師)と本山晶子氏(プロシインターナショナル)の助言をうけた。また、桃山学院大学総合研究所共同研究プロジェクト03共163「世界市民の育成の一環としての情報教育」より援助を受けた。

とうま まこと 桃山学院大学経済学部
しほた つとむ 桃山学院大学経営学部
たにもと たつや 羽衣国際大学・羽衣学園短期大学
にしおか きよのり 大阪市立大学大学院創造都市研究科

2. 新教科「情報」概観

2.1. 新教科「情報」導入の経緯

2.1.1. 平成元年(1989)の指導要領改訂までの経緯

本節では主に『高等学校指導要領解説 情報編』²⁾(以下、「指導要領解説」)に従い、平成元年の指導要領改訂までのわが国の教育行政における普通教育における情報教育の変遷について簡単に掌握する。

昭和60年(1985)6月に臨時教育審議会は第一次答申³⁾の中で「社会の情報化を真に人々の生活の向上に役立てる上で、人々が主体的な選択により情報を使いこなす力を身に付けることが今後への重要な課題である」として、学校教育における情報化への対応について提言した。

これを受ける形で昭和60年(1985)8月に「情報化社会に対応する初等中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議」は第一次答申⁴⁾において情報化の進展と学校教育の在り方、学校教育におけるコンピュータ利用等の基本的考え方、小学校、中学校及び高等学校の各段階におけるコンピュータを利用した学習指導の在り方などについて提言した。

さらに、昭和61年(1986)4月に臨時教育審議会は第二次答申⁵⁾において、「情報活用能力」という概念は、「情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質」を指すものと定義し、「読み、書き、算盤」と並ぶ基礎・基本として位置づけたうえ、学校教育においてその育成を図ることを提言した⁶⁾。

また昭和62年(1987)12月の教育課程審議会答申は、「社会の情報化に主体的に対応できる基礎的な資質を養う観点から、情報の理解、選択、整理、処理、創造などに必要な能力及びコンピュータ等の情報手段を活用する能力と態度の育成が図られるよう配慮

July 2004

する」ことを提言した。

情報に関する部分に関してはこれらを受ける形で、小学校、中学校、及び高等学校の学習指導要領の内容の全面改訂が行われ、平成元年(1989)3月に内容が公示された。

2.1.2. 平成元年(1989)の指導要領改訂以降の経緯

本節では前節を受けて平成元年指導要領改訂以降の普通教育における情報教育の変遷を簡単に追う。

平成元年(1989)から数年を経た平成8年(1996)以降、次々と教育関連の答申等が出された。その概略を記す。

答申続発の背景について指導要領解説⁷⁾では「これまでの情報教育の実施状況や実施結果の評価をもとに、また、情報化の進展が急速に進み答申等が出された昭和60年代と異なる状況にあることにも配慮して、情報教育の改善を図るために、以下のような答申等がなされた。」と述べている。

中央教育審議会は平成8年(1997)7月に『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について⁸⁾』と題する答申を行った。このなかで、これからの情報社会に生きていく子供たちにどのような教育が必要か、また教育の改善・充実のためにコンピュータや情報通信ネットワークをどのように生かしていくかという観点から、情報化と教育について推進すべきこととして、次の4点が示されている。

- ① 情報教育の体系的な実施
- ② 情報機器、情報通信ネットワークの活用による学校教育の質的改善
- ③ 高度情報通信社会に対応する「新しい学校」の構築
- ④ 情報社会の「影」の部分への対応

これを受ける形で平成9年(1997)10月に、「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」が上述の中央教育審議会第一次答申を踏まえ、第一次報告『体系的な情報教育の実施に向けて⁹⁾』をまとめ、体系的な情報教育についての提言を行った。その提言の中で、情報教育の目標が下記の3つの観点に整理されている。

- ・情報活用の実践力
- ・情報の科学的な理解
- ・情報社会に参画する態度

また教育課程審議会は、平成10年(1998)7月に答申¹⁰⁾のなかで、各学校段階・各教科等を通じる主な

藤間ほか：「情報」科目テキストにおける「図書館」

課題に関する基本的考え方の一つとして「情報化への対応」をあげ、体系的な情報教育について触れている。特に高等学校については次のように述べている。

高等学校においては、情報手段の活用を図りながら情報を適切に判断・分析するための知識・技能を習得させ、情報社会に主体的に対応する態度を育てることなどを内容とする教科「情報」を新設し必修とすることが適当である。

以上のような答申や報告を踏まえて情報教育の体系化が図られる中で、普通教科「情報」が新設されることとなり、平成11年(1999)3月に公示された新しい高等学校指導要領の中に取り入れられた。この指導要領は、平成15(2003)年度より実施されている。

2.2. 教科「情報」の概要

2.2.1. 情報教育の三本柱

指導要領上の情報教育には、先にも述べた三本柱「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」がある。これらを少し詳しく引用する¹¹⁾。

○**情報活用の実践力**：課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力。

○**情報の科学的な理解**：情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解。

○**情報社会に参画する態度**：社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度。

しかし、三本柱ともに図書館・文書館等の公的な情報機構への認識が浅いと我々は考える。

まず、「情報活用の実践力」では、公共の情報活動を支援するための社会装置としての図書館等が視野になく、あくまで個人が個人的に情報収集することにとどまっていると言わざるをえない。

また、「情報の科学的な理解」における「科学」とは広義のコンピュータ関連に終始しており、そこに「図書館情報学」や三輪真木子が『情報検索のス

キル¹²⁾などで言うところの「情報探索行動のモデル化」等は含まれていないといえる。

さらに、「情報社会に参画する態度」においても図書館等は重視されていない。

こうした認識を受けてか「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」最終報告¹³⁾では、学校図書館の職務の先頭に「教育ソフトウェア・指導事例に関する情報の収集」を挙げている。またこの最終報告¹⁴⁾では情報手段を「コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワーク」に限定している。情報と図書館を緊密に考える立場に立つ我々としては、この状況は望ましくないと考える。

2.2.2. 新教科「情報」の科目構成

新教科「情報」と一口に言うが、実際のそれは普通教科3科目と専門教科11科目によって構成される。

普通教科「情報」は「情報A」「情報B」「情報C」という3科目からなる。普通教科「情報」は選択必修とされている。すなわち、高校生は「情報A」「情報B」「情報C」の少なくとも一つを履修しなければならない。これら3科目の違いは、全科目に共通する三本柱「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」のいずれに力点を置いているかにある。ただし、どの科目も三本柱の特定の一つだけを含むのではなく、すべてを踏まえた上で力点の置き方に違いをつけている。

なお、専門教科「情報」には「情報産業と社会」「課題研究」「情報実習」「情報と表現」「アルゴリズム」「情報システムの開発」「ネットワークシステム」「モデル化とシミュレーション」「コンピュータデザイン」「図形と画像の処理」「マルチメディア表現」という11科目が含まれる。これらは、職業教育のための科目という位置づけである。

2.2.3. 情報教育の初等中等教育の中での位置づけについて

ここでは、情報教育の初等中等教育の中での位置づけについて述べる。

前記のように、普通教科「情報」は三本柱「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を横断する形で高等学校教育に組み込まれている。しかし、初等中等教育における情報教育は、高等学校における教科「情報」だけで行われるのではない。

小学校・中学校では情報教育に関する独立した教

科はないが、下記のように他の教科や総合的な学習の時間に情報教育は組み込まれている。なお、教育行政では、小学校の段階の教育を初等教育、中学・高等学校の段階の教育を中等教育と呼ぶことを念押ししておく。

◎ 小中学校教育において

情報活用の実践力：小学校・中学校を通じての総合的な学習の時間、各教科での活用、中学校での教科「技術・家庭」

情報の科学的な理解：中学校での教科「技術・家庭」

情報社会に参画する態度：中学校での教科「技術・家庭」「社会」

◎ 高等学校において

情報教育は新教科「情報」だけで扱うのではなく、下記でも扱うことになっている。

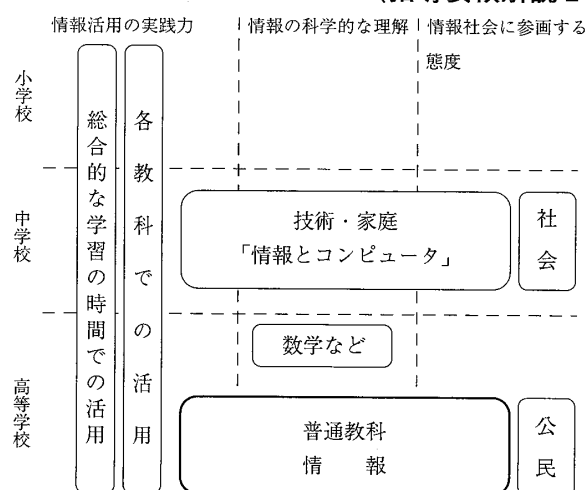
情報活用の実践力：総合的な学習の時間、各教科での活用

情報の科学的な理解：教科「数学」など

情報社会に参画する態度：教科「公民」

以上を図で示すと図1のようになる。

図1 初等中等教育での情報教育
(指導要領解説2)



2.3. 新教科「情報」の担当教員養成に関して

本節では教科「情報」の教員養成教育における「図書館」への言及について簡単に検討する。

2.3.1. 「情報科教育法」の教科書分析

2004年初頭の段階で、「情報科教育法」という書名の大学教科書は4点^{15,16,17,18)}が出版されている。しかし、どの教科書の索引においても「図書館」と

July 2004

藤間ほか：「情報」科目テキストにおける「図書館」

表1 情報Aの教科書の調査結果

	図書館	図書／雑誌 ／教科書	調べ学習	博物館／ 公文書館	情報公開	情報伝達／ 発信	情報提供／ 開示	司書／ 司書教諭
出版社A	0	0	0	0	0	3	1	0
出版社B	0	1	0	0	0	5	0	2
出版社C	6	9	0	0	0	14	5	0
出版社D	2	3	0	0	0	6	0	0
出版社E	5	0	0	1	0	7	0	2
出版社F	9	3	0	2	0	10	0	0
出版社G	4	2	0	1	2	8	0	0
出版社H	2	0	0	0	2	13	2	0
出版社I	4	0	0	0	3	8	2	0
出版社J	1	1	0	0	0	0	0	0
出版社K	1	1	0	0	8	0	12	0
出版社L	2	0	0	0	2	14	0	0
出版社M	1	2	0	0	0	8	1	0

表2 情報Bの教科書の調査結果

	図書館	図書／雑誌 ／教科書	調べ学習	博物館／ 公文書館	情報公開	情報伝達／ 発信	情報提供／ 開示	司書／ 司書教諭
出版社A	7	0	0	4	3	2	1	0
出版社B	3	1	0	0	0	0	0	0
出版社C	6	3	0	0	0	4	0	0
出版社E	4	3	0	0	2	2	0	0
出版社F	11	9	0	0	0	4	0	1
出版社G	2	2	0	1	1	1	0	0
出版社I	1	6	0	0	0	2	0	0
出版社J	2	2	0	1	0	2	0	0
出版社L	1	0	0	0	1	1	0	0

表3 情報Cの教科書の調査結果

	図書館	図書／雑誌 ／教科書	調べ学習	博物館／ 公文書館	情報公開	情報伝達／ 発信	情報提供／ 開示	司書／ 司書教諭
出版社A	1	1	0	0	10	0	0	0
出版社B	1	2	0	0	1	3	0	0
出版社C	3	0	0	0	2	5	0	0
出版社E	3	3	0	0	0	0	0	0
出版社F	5	2	0	0	0	0	0	0
出版社G	1	2	0	0	1	1	0	0
出版社J	0	0	0	0	0	0	0	0
出版社L	2	0	0	0	1	0	0	0
出版社M	1	0	0	0	1	4	1	0

いう項目がない。

2.3.2. 現職教員等講習会について

新科目が導入されたことの経過措置として、文部科学省は、数学・理科・農業・工業・商業・水産・家庭・看護の教科の免許状を有する高等学校教員が文部省令で定める情報の教科に関する講習を修了した場合に情報の教科についての高等学校教諭一種免許状を平成15(2003)年3月31日までの経過措置として授与した。

この講習内容に関しては、たとえば本田ほか『情報教育の新パラダイム』など^{19,20,21,22)}で見ることができるが、「概要」で見える限りにおいて図書館について、ほとんど言及されていない。

3. 検定済教科書の分析

具体的な分析を行うため、文部科学省の検定に合格した情報Aの13種、情報Bの9種、情報Cの9種の、合計14社25種の教科書を探りあげた。

3.1. 教科書における「図書館」関連キーワードの分析

まず予備的に全体像を掴むために、図書館をはじめ、「情報」を扱う社会的機関が各教科書でどのように扱われているかを見た。そのために「図書館」「図書／調べ学習」「博物館／公文書館」「情報公開」「情報伝達／発信」「情報提供／開示」「雑誌／図書／教科書」「司書／司書教諭」というキーワードを設け、それらがどの箇所に出現しているかを数え上げた。出現回数の一覧表を表1～3に示す。「／」で続けたキーワードは、どちらかが出現していれば1回と数えている。

これらの表から読み取ることができるのは、公共の情報活動を支援するための社会装置としての図書館、公文書館、博物館等に関連するキーワードが少ししか使われていないことである。他方、「情報公開」というキーワードはそれなりに出現している。しかし当該教科書におけるその語の主たる用途は情報公開制度のことではなく、webサイトを用いた自己の情報提供という文脈のそれであり、図書館サイドからの期待にそむくものである。

次に「司書／司書教諭」というキーワードについて考察すると、これに言及のある教科書は2種だけである。しかもそのうちの1種は大学で取得可能な資格の一覧のなかに出現するだけのものである。すなわち、ほとんどの教科書の執筆者において司書／

司書教諭が、重要な情報専門家として意識されていないことが示唆される。

次に、「図書館」というキーワードについて、何回その教科書に出現したか数えた。結果を表4に示す。

表4 「図書館」というキーワードの出現回数

出現回数	0	1	2	3	4	5	6	7	9	11
情報 A	2	3	3	0	2	1	1	0	1	0
情報 B	0	2	2	1	1	0	1	1	0	1
情報 C	1	4	1	2	0	1	0	0	0	0
合計	3	9	6	3	3	2	2	1	1	1

まず目に付くこととして、図書館への言及そのものがない教科書が3点ある。このことから、「図書館」への言及がまったくない教科書が教科書検定で許容されていることがわかる。逆に、「図書館」というキーワードが11回と出現回数の一番多い情報Bの教科書を見る。この情報Bの教科書で頻出する理由は、問題解決の例題として学校図書館の貸し出し管理システムの試作を扱っていることにある。これは、指導要領が図書目録を題材例示としていることに発想を得たものであるかも知れない。しかし、管理部分には慎重に扱うべき点があることを看過してはならない。この部分の執筆者は図書館の運営では周知の事実について認識が浅いのではなかろうかと内容から推測される。一例を挙げると、学籍番号からその生徒が借り出している書籍の一覧表を作る例が挙げられている。学校図書館と公共図書館は違うとはいえ、このような個人人の読書履歴を周知のものとするような機能を導入するのは、望ましくない挙例と我々は考える。

それ以外の教科書においても「図書館」の語は「図書館の百科事典で見てみましょう。」「図書館の本で〇〇という記述を見た。」といった断片的使用に留まるものがほとんどであり、図書館の社会的意義に立脚したものは見当たらない。

まとめると、普通教科「情報」の教科書で「図書館」に関する記述はほとんどなく、我々の立場から期待するレベルの記述はないと言える。

3.2. 「教授指導書」における「図書館」の扱い

教科書会社は検定済み教科書を発売すると同時に、学校現場の便宜を図ってその教科書を使用する教諭向けに「教授指導書」を作成することが多い。教科書には文部科学省の検定という制限があるが、「教

July 2004

授指導書」にはそのような制限がないので、比較的自由な記述が可能である。そこで、その「教授指導書」に関して、教科書より「図書館」というキーワードがより詳細に扱われるかとの期待がもたれる。そこで指導書における対応箇所を確認した。

結果、教科書本体以上の図書館への言及はなかった。したがって、我々としては常識とも思える「図書館で調べものをする課題を出すときは学校図書館や近隣の公共図書館に連絡を取る」というレベルの指導すら記述がない状態であった。ましてや、図書館利用についての基礎的な知識への言及はなく、さらには、「相互利用という形で形成されている図書館ネットワーク」「図書館の図書館としての国立国会図書館」「利用者情報の流出の厳禁」などへの言及はない。付け加えると、「図書館の自由宣言」に象徴される、利用者の知的権利の側面への言及は、情報と図書館を緊密に考える我々が強く期待したところであるが、「情報」関係教科書にはほとんど見当たらなかった。

4. まとめと今後の課題

今回の調査では、「図書館」「司書・司書教諭」などのキーワードを単純に抽出して調べた。これらのキーワードが文脈や目次でどのように扱われているかについて把握、分析することは今後の課題である。

現段階の調査によると新教科「情報」の検定済み教科書における、「図書館」「司書・司書教諭」などを始めとする社会的情報機構に関するキーワード出現頻度は低い。このことから、新教科「情報」の、教科設計・内容策定・教科書執筆等に携わる人々の大半は図書館利用の経験が少ないのではないかと危惧する。確かに、指導要領には「学校図書館の利用」についての言及はある。しかし、斎藤文男の「85%という哀しみと喜び」²³⁾などでもわかるように、「図書館について知っている」という自覚がある人が必ずしも図書館サービスについて知っているわけではない。

大阪府立高校で、情報の中枢としての図書室に学校のサーバーを設置している。しかし、校務分掌としての機能一体化はまだまだ不十分である。

大学教員や大学図書館に関してもこれに近いことが言えるのではないかと我々は考える。図書館と情報センターの、同床異夢の合併例が見られる。

「市民の知る権利の擁護機関としての図書館」と

藤間ほか：「情報」科目テキストにおける「図書館」

ということが基礎知識としてある「図書館情報学」という学問分野からすると、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」というスローガンを掲げた教科において、図書館への言及があつてしかるべきだと我々は考える。

日本の図書館学は、ジョン・デュエイ流の自己学習能力育成に基づく情報探索行動を具現化したアメリカ図書館学の影響の外にあるとは言えない。しかし、上意下達の列に繋がれた日本の学校教育での図書館現場においては、アメリカにおける実践の効果がいまだ十分に投影されていない。

以上の考察を通して把握した実態は、惨憺たるモノで期待はずれとしか言いようがない。我々は、この状態を等閑視できないと考える。すなわち、新教科「情報」を始めとする初等中等教育における情報教育に、図書館情報学の視点を加味するよう粘り強く働きかける必要があると我々は考える。²⁵⁾ 社会における情報中枢としての図書館、文書館、博物館等は、「情報」科目のなかで明確に位置づけられる必要があると我々は考える。その実現は、学校図書館界のみならず、図書館界全般、図書館学研究諸団体の批判力の強さにかんにかかっていると云えるであろう。我々は、その一如として、今後情報関係教科書に関して、その文脈に立ち「図書館」などのキーワードの所在と用法を探り、検討し、さらには都道府県別の「情報」科目、同科目担当者の実態把握を進めたいと考える。

注

- 1) 須永和之「特集にあたって(特集:「総合的な学習」と図書館)」「現代の図書館」40(1), 2002, pp. 3-5
- 2) 文部省『高等学校学習指導要領解説』2000, 開隆堂出版
- 3) 臨時教育審議会編『教育改革に関する第一次答申』大蔵省印刷局, 1985
- 4) 情報化社会に対応する初等中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議『第一次答申』1985
この報告書は、前掲2)の文献に取り上げられているので、言及はよくされている。非公式には
<<http://www2q.biglobe.ne.jp/~kamada/kyoryokusya1.htm>>
で見ることができる。しかし、国立国会図書館のNDL-OPACでも国立情報学研究所のwebcatでもヒットせず、一次資料として見ることは難しい資料である。
- 5) 臨時教育審議会編『教育改革に関する第二次答申』大蔵省印刷局, 1986

- 6) 本稿の目的とは合致しないので深入りはしないが、この答申の中で「情報リテラシー」という言葉が使われていることに注目しておきたい。
- 7) 前掲2)
- 8) 中央教育審議会『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)』1996
 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/960701.htm>
- 9) 情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議第1次報告『体系的な情報教育の実施に向けて』1997
 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/971001.htm>
- 10) 教育課程審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について(答申)』1998
 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/kyouiku/toushin/980703.htm>
- 11) 前掲2)
- 12) 三輪真木子『情報検索のスキル』中央公論新社, 2003
- 13) 情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議『最終報告 情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて』1998
 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/980801.htm>
- 14) 前掲13)
- 15) 本村猛能ほか『情報科教育法』学術図書出版, 2003
- 16) 大岩元ほか『情報科教育法』オーム社, 2001
- 17) 岡本敏雄ほか『情報科教育法』丸善, 2002
- 18) 河村一樹・斐品正照『情報科教育法: 教職課程テキスト』彰国社, 2003
- 19) 本田敏明ほか『情報教育の新パラダイム』丸善, 2003
- 20) 文部科学省『平成12年度新教科「情報」「福祉」現職教員等講習会について(通知)』2000
 <<http://www.kknews.co.jp/maruti/tuuti.htm>>
- 21) 『新教科「情報」現職教員等講習会概要』
 <http://www.jyose.pref.okayama.jp/kyoiku_shien/jweb/kousyu/gaiyou.htm>
- 22) 中川正樹「情報教育——今おこなわれようとしていること」『情報の科学と技術』50(8), 2003, p.123-139
- 23) 斎藤文男「85%という哀しみと喜び」『現代の図書館』41(3), 2003, p.123-129
- 24) 長谷川豊祐「情報リテラシーと大学図書館」『現代の図書館』, 41(3), 2003, p.163-173
- 25) 公開されておらず、渦中にいた者しかわからない事情があるかもしれないと危惧する。諸家のご教示を頂ければ幸いです。

研究例会報告

〈第217回〉

テーマ：弱視者への図書館サービスについての一考察
 — 弱視の利用者への面接調査をふまえて —

発表者：福西敏文（大阪市立盲学校）

日時：2004年2月25日（水）18：30～20：45

会場：大阪市立総合生涯学習センター

参加者：11名

発表者の福西氏は、修士論文「弱視者の「読む」と公共図書館サービス」をもって大阪教育大学夜間大学院を修了された。本研究例会では、その後の見も踏まえて発表された。

0. はじめに

弱視者は単なる低視力者ではなく、変視症、羞明（光順応の困難）、視野障害、夜盲など、異なる様々な症状を併せ持つことがほとんどであり、弱視者個々人の見え方、見えにくさも千差万別である。

また、白杖を携える弱視者は少なく、来館しても、全盲の視覚障害者と比べて人的支援を得にくい場合が多いと考える。さらに、公共図書館、点字図書館の視覚障害サービスには、対面朗読や点字図書、録音図書の貸出など、全盲の視覚障害者の利用を想定したものが多くのが現状である。

しかし今日、30万人を超える視覚障害者の68.2%は弱視者であり、弱視の利用者を明確に意識した図書館サービスにも注意をはらうべきである。

1. 弱視者への面接調査

弱視者の顕在化・潜在化した情報ニーズを把握し、弱視者サービスのあり方の考察に役立てるため、2001年2～4月に、15～57歳の弱視者24名への面接調査を行った。調査の結果は、WHOが2001年に採択した国際生活機能分類（ICF）を参考に分類・整理し、次の考察を得た。

- 図書館付近まで来ながら所在地を見つけられなかった体験や、大規模な図書館よりも町の小さな書店やコンビニの方が、本や雑誌を探しやすい、という感想をもつ弱視者が複数いた。弱視者にとっては、車いす利用者のような垂直移動ではなく、図書館周辺と館内案内表示のきめこまかな工夫など、水平移動のバリアフリー達成が重要課題であろう。特に、館内案内表示でそのコーナーに